

## 土地改良区連合検査提出資料

ふりがな 土地改良区連合名	とちかいらいようくれんごう 土地改良区連合
事務所の所在地	〒           — 〇〇県
	電話       (           )           —
	FAX       (           )           —
ふりしがな 理事長名	

〇年〇月〇日 提出

# 提出資料一覧

資料名	資料番号
設立認可	1
地区の概要	2
組織の沿革	3
所属土地改良区	4
議 員	5
役 員	6
職 員	7
組織機構図（事務局機構図）	8
会 議	9
監 査	10
賦課徴収状況	11
土地改良施設の維持管理の状況	12
添付資料	13

1 設立認可

設立認可年月日	年	月	日
---------	---	---	---

2 地区の概要

--

3 組織の沿革

--

4 所属土地改良区

所属土地改良区名	関係市町村名	地区面積 (ha)	組合員数 (人)
計			

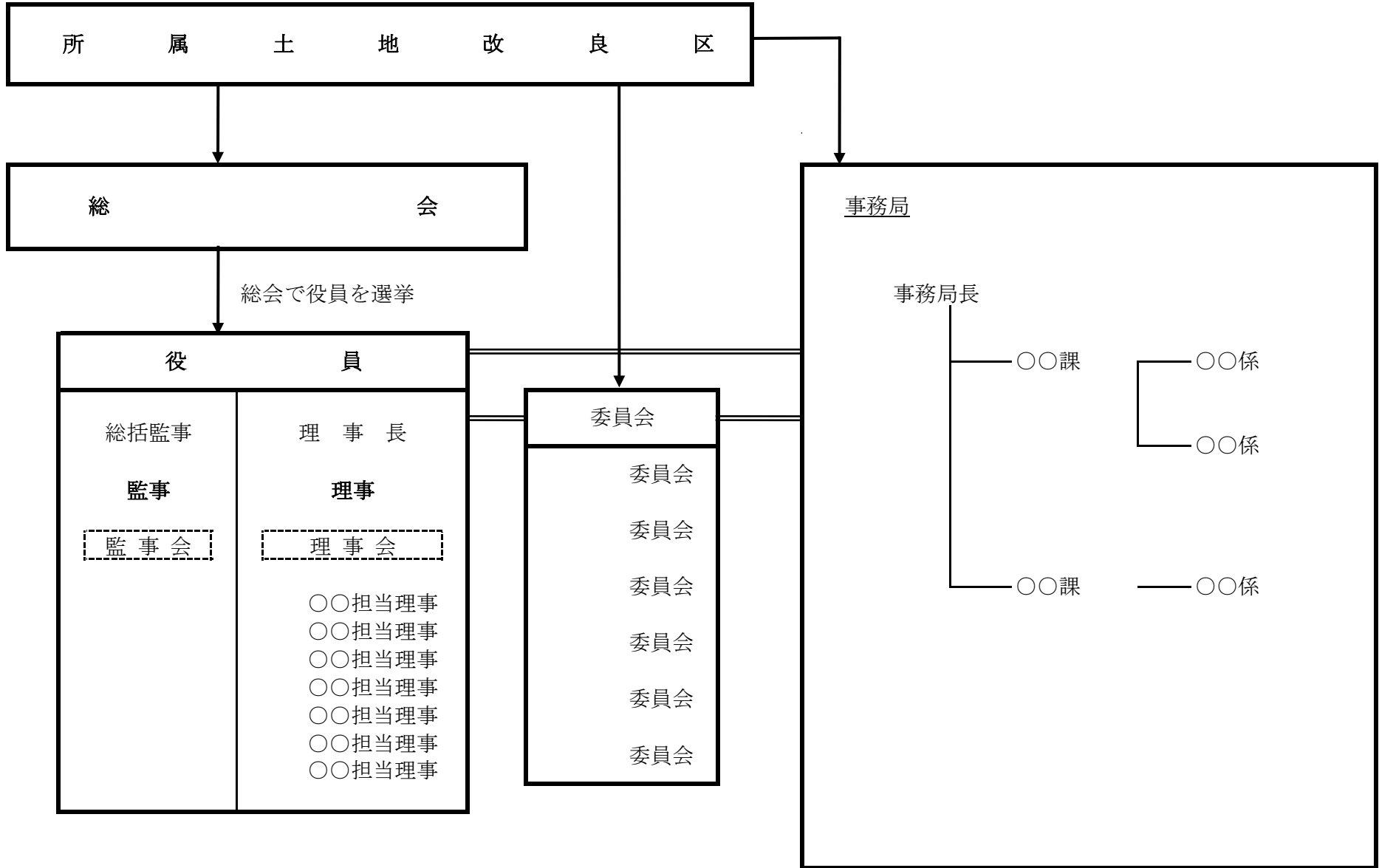






8 組織機構図（事務局機構図）

(例)









1 1 賦課徴収状況

(1) 経常賦課金 (土地改良区連合の事務運営費及び維持管理費に係る賦課金等)

(単位:千円)

賦課年度	賦課調定			当該年度徴収		翌年度以降徴収額				徴収済額		未収額	
	賦課面積 (ha)	10a当たり 賦課金(円)	賦課調定額 ①	徴収額 ②	②/① (%)	年度	年度	年度	年度	小計 ③	(②+③) ④	④/① (%)	①-④
年度													
年度													
年度													
年度													
年度													
計													

(2) 特別賦課金 (公庫等償還金、土地改良区連合営事業費に係る賦課金等)

(単位:千円)

賦課年度	賦課調定			当該年度徴収		翌年度以降徴収額				徴収済額		未収額	
	賦課面積 (ha)	10a当たり 賦課金(円)	賦課調定額 ①	徴収額 ②	②/① (%)	年度	年度	年度	年度	小計 ③	(②+③) ④	④/① (%)	①-④
年度													
年度													
年度													
年度													
年度													
計													

(注)

- 1 検査の前年度から過去5年間の賦課徴収状況を経常賦課金と特別賦課金に区分して作成する。
- 2 賦課年度欄には検査の前年度(下段)から過去5年間について記入する。
- 3 翌年度以降徴収額欄には検査の前年度(右側)から過去4年間について記入する。

1 2 土地改良施設の維持管理の状況

種 類	施 設 名	単 位	施 設 数	造成主体	管理方法	管 理 費 負担方法	
用 水 (畑かんを除く)	ダ ム	箇所					
	頭首工	箇所					
	揚水機	箇所、台					
	樋 門	箇所					
	水 路	km					
	た め 池	農業用ため池 (特定農業用ため池を除く)	箇所				
		特定農業用ため池	箇所				
		その他のため池	箇所				
	その他						
排 水	揚水機	箇所、台					
	樋 門	箇所					
	水 路	km					
	その他						
畑 かん	揚水機	箇所、台					
	水 路	km					
	その他						
農 道	農 道	km					
そ の 他							

(注)

1 造成主体は、①国、②公団、③都道府県、④市町村、⑤土地改良区、⑥土地改良区連合、⑦その他の別により、該当する番号を記入する。

2 それぞれの施設について、管理方法及び管理費負担方法について、各々該当するものを下記の①～⑧の方法から1つを選び、その番号を記入する。

なお、外部団体とは、関係土地改良区、集落、集落以下の地元申合せ管理組合等当該土地改良区連合が設置した維持管理組織以外をいう。

(1) 管理方法

- ①全て本土地改良区連合が直轄管理している。
- ②一部（基幹施設）は本土地改良区連合が直轄管理し、その他は外部団体が管理している。
- ③一部（基幹施設）は本土地改良区連合が直轄管理し、その他は市町村が管理している。
- ④一部（基幹施設）は本土地改良区連合が直轄管理し、その他は外部団体と市町村が管理している。
- ⑤その他

(2) 管理費負担方法

- ①全て本土地改良区連合が負担している。
- ②一部は本土地改良区連合が負担し、一部は外部団体が負担している。
- ③全て外部団体が負担している。
- ④一部は本土地改良区連合が負担し、一部は市町村が負担している。
- ⑤本土地改良区連合が負担せず、外部団体と市町村が負担している。
- ⑥一部は本土地改良区連合が負担し、一部は外部団体と市町村が負担している。
- ⑦全て市町村が負担している。
- ⑧その他

3 ため池については、次のとおり区分する。

- ・農業用ため池：農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第2条第1項に規定するため池をいう。
- ・特定農業用ため池：農業用ため池のうち、同法第7条第1項により都道府県知事が指定したため池をいう。
- ・その他のため池：農業用ため池（特定農業用ため池を含む。）以外のため池（堤体がない掘込式や取水設備のないもの。）をいう。

### 1 3 添付資料

(1) 定款、規約、その他の諸規程類

(2) 事業計画、収支予算書

検査基準日の属する年度の前年度から当該年度までのものを添付する。  
なお、総会の議案書からの抜粋ではなく、議案書そのものを提出する。

(3) 決算関係書類

検査基準日の属する年度の前年度から当該年度までのもの（総会の承認未了のときは、仮事業報告書、仮貸借対照表、仮収支決算書及び仮財産目録）を添付する。  
なお、総会の議案書からの抜粋ではなく、議案書そのものを提出する。

(4) 土地改良区連合概要図

土地改良区連合の区域、主な用排水系統及び土地改良施設、事業の実施状況等を記入した概要図を添付する。  
また、所属土地改良区の区域図も併せて添付する。

(5) 前回検査の際の指摘事項の改善状況

別紙により作成し、添付する。

(6) その他参考となる資料

- ① 定款で土地改良施設の維持管理を土地改良区連合の事業として定めている場合にあつては、土地改良法の手続を了した土地改良事業計画書（維持管理計画書）及び土地改良施設の管理規程の写しを添付する。
- ② 定款で土地改良事業以外の事業又は事務を土地改良区連合の事業及び事務として定めている場合にあつては、当該事業及び事務の計画の写しを添付する。
- ③ そのほか、土地改良区連合の業務運営状況等を説明する際に、参考となる資料があれば適宜添付する。

(別紙)

前 回 検 査 の 際 の 指 摘 事 項 の 改 善 状 況

前回検査	検査年月日	年 月 日 ~	年 月 日
	検査権者		
検査結果（指摘事項）の通知年月日			年 月 日
上記事項に対する土地改良区連合の報告（回答）年月日			年 月 日
指 摘 事 項		現時点における指摘事項に対する改善措置の状況	

(注)

- 1 検査権者欄は、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局、都道府県の別を記載する。
- 2 指摘事項欄は、前回検査の際の指摘事項のすべてについて記載する。
- 3 指摘事項に対する改善措置の状況欄は、具体的に記載し、措置しなかった場合は措置せずと記載し、その理由を記述する。